

溶接事業者検査の実施状況に関する調査結果について (原子力安全・保安院への報告)

2012年1月20日

当社は、他電力会社の原子力発電所において、溶接事業者検査^{※1}に一部未実施が確認されたことを踏まえ、2011年12月22日に原子力安全・保安院から発出された注意喚起および指示文書^{※2}に基づき対応をおこない、本日、原子力安全・保安院へ調査結果を報告しましたので、お知らせします。

調査の結果、実施していない検査項目はなく、溶接事業者検査を適切に実施していたことを確認いたしました。

原子力安全・保安院からの注意喚起および指示の内容

溶接事業者検査において、(財)発電設備技術検査協会(以下、「発電技検」)を協力事業者としている原子炉設置者に対して、今後、検査の一部未実施がないよう管理体制の充実を図ることについて、注意喚起します。

また、本件を踏まえて、これまで発電技検を協力事業者として実施した溶接事業者検査について、実施されていない項目の有無を調査し、平成24年1月20日までに、当院に対し、報告するよう指示します。

溶接事業者検査の未実施を発生させないための管理体制の充実については、他電力会社の報告内容や管理体制の実状を踏まえて、今後検討してまいります。

※1 溶接事業者検査とは、高温、高圧の容器や配管、放射性物質を内包する容器などの電気工作物の溶接部に対して原子力発電設備の設置者が実施する検査です。溶接部の材料や溶接による残留応力の軽減、緩和等を目的とした溶接後熱処理などについて検査を実施します。

※2 注意喚起および指示文書は、「溶接事業者検査の一部未実施について(注意喚起及び指示)(平成23原企課第111号 平成23年12月22日)」を指します。

以上